

るすつこども園の入園に関して重要な事項を記載しております。内容を確認され、説明事項に同意いただける場合は、別紙「留寿都村立保育所型認定こども園るすつこども園重要事項説明に関する同意書」に署名をお願いします。

### るすつこども園重要事項説明書

#### 1. 施設の目的及び運営の方針

##### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	留寿都村
事業者の所在地	留寿都村字留寿都 1 7 5 番地
事業者の連絡先	0136-46-3131
代表者氏名	留寿都村長 佐藤 ひさ子

##### (2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	留寿都村立保育所型認定こども園るすつこども園							
所在地	留寿都村字留寿都 185 番地 29							
連絡先	(電話番号) 0136-46-3253 (FAX番号) 0136-46-2424							
施設長氏名	るすつ子どもセンター長 浦城 敦史							
開設年月日	昭和 53 年 4 月 1 日							
利用定員	(2号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(3号)	4 人	2 0 人		4 1 人			6 5 人
事業の目的 運営の方針	<p>るすつこども園は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき入園児童に対し適正な保育を提供することを目的とします。</p> <p>1 入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。</p> <p>2 家庭との緊密な連携の下に、お子さんの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行う保育に努めます。</p> <p>3 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。</p>							

(3) 施設の概要 (H27.4.1 現在)

敷地	敷地全体	6,300.50 m <sup>2</sup>
	園庭	1,400 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造 平屋建
	延べ	1,499.75 m <sup>2</sup>

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1 室	ひよこ組:0歳児クラス、りす組:1歳児クラス
未満児プレイルーム	1 室	0歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラス
保育室	4 室	うさぎ組:2歳児クラス、ぱんだ組:3歳児クラス きりん組:4歳児クラス、ぞう組:5歳児クラス
遊戯室・ギャラリー	1 室	ホール、ステージ
調理室	7 室	調理室、物品庫、食品庫、検収、下処理室、休憩室、トイレ
その他	7 室	職員休憩室、機械室、物品庫、器具庫、洗濯室、トイレ2 (園児トイレ1・センター共用トイレ1)

(5) 職員体制 (令和 5.4.1 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
センター長	1 人	1 人	人	施設管理、職員管理及び業務管理
保育所長	1 人	1 人	人	職員の指揮管理及び業務管理
保育係長	1 人	1 人	人	保育計画及び保育課程の立案に基づき保育を行い他の保育士を統括する
保育士	5 人	5 人	人	保育計画及び保育課程の立案、記録及び家庭との連絡を行う
保育従事者	8 人	3 人	5 人	保育業務
調理員 (委託)	3 人	1 人	2 人	献立の立案及び調理、食品の調達と受払い、給食に関する業務
栄養士 (委託)	1 人	人	1 人	給食管理・栄養指導
清掃員 (委託)	1 人	1 人	人	園舎内外の清掃、その他雑務

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定（教育標準時間）・2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
教育・保育時間	保育標準時間	午前 7時30分～午後 6時30分（11時間）
	保育短時間	午前 8時30分～午後 4時30分（8時間）
	教育標準時間	午前 8時30分～午後 0時30分（4時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕： 時～ 時
	保育短時間	朝： 7時30分～8時29分 夕： 4時31分～6時30分
預かり保育	教育標準時間	午後 0時31分～6時30分
開園時間	月～土曜日	午前 7時30分～午後 6時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月31日～1月5日）	

\* 初めて入園されるお子さんは「ならし保育」として、入園後1週間程度は給食後（正午過ぎ）に降所をおすすめします。※期間については、保護者の状況等により調整も可能です。

\* 災害等で正常な保育をすることができないと、村長が認めた場合は臨時に休所することがあります。

(7) 利用料等

保育料	※利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（3歳未満児）
延長保育料	1人につき 1日 200円（認定時間以外を利用した場合）
預かり保育料	1人につき 1日 450円（認定時間以外を利用した場合）
給食費	※1カ月 8,400円（3歳以上児）（ただし4月分は9,000円）
その他	保護者負担が適当と認められるもの
	父母の会費 年額3,000円（兄弟で利用する場合1,000円増）

※留寿都村ふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金事業により、利用者負担額の半額助成があります。村税や保育料、給食費の滞納が発生した場合は、助成の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供します。

- ・ 全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合い、安心して生活できるように、職員の共通理解のもと、心の通いあう思いやりのある保育に努めます。
- ・ 異年齢保育、屋外遊戯場以外に、近隣にある赤い靴公園、ルスツふるさと公園等にお散歩に行きます。
- ・ 地域施設の行事へも参加します。
- ・ こども園の給食は、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあったエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。
- ・ 衛生管理や食事環境（アレルギー等への対応）にも十分留意しています。
- ・ 食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことをめざします。

### (9) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	入園式
5月	親子こぐまクラブ（交通安全教室）
6月	歯科健診
7月	運動会、内科健診、お泊り保育（年長児）
8月	夏祭り（父母の会）、遠足
9月	卒園児バス旅行、お月見会
10月	
11月	発表会
12月	お餅つき会、歯科健診、クリスマス会
1月	カルタ大会、内科健診、細菌検査（検尿）
2月	節分会、記念撮影
3月	ひな祭り会、卒園児お別れ会、修了式・卒園式

\* 毎月、誕生会、身体測定、避難訓練も実施します。

### (10) 毎日の保育の流れ

時 間	保 育 内 容
7:30～9:30	登園・視診・自由遊び・お片づけ（保育園児）
8:30～9:30	登園・視診・自由遊び・お片づけ（幼稚園児）
9:30～10:50	3歳未満児 → おやつ・クラス保育（保育園児）
9:30～11:00	3歳以上児 → クラス別保育（保育園児・幼稚園児）

10:50～12:00	3歳未満児 → 給食準備・給食（保育園児）
11:00～12:00	3歳以上児 → 給食準備・給食（保育園児・幼稚園児）
12:00～12:30	3歳未満児 → 自由遊び・お片づけ・排泄・絵本読み聞かせ（保育園児）
12:00～12:30	3歳以上児 → お片づけ・排泄・降園準備（幼稚園児）
12:00～12:45	3歳以上児 → 自由遊び・お片づけ・排泄・絵本読み聞かせ（保育園児）
12:30～15:00	3歳未満児 → 午睡（お昼寝）（保育園児）
12:45～15:00	3歳以上児 → 午睡（お昼寝）（保育園児）
15:00～15:30	起床・排泄・おやつ（保育園児）
15:30～18:30	自由遊び・お帰り準備・降園（保育園児）

（11）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【1号及び2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	村が行う利用調整による。
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)</li> <li>※1号認定（幼稚園児）としての利用をしなかった場合に限る。</li> <li>・ 保護者から退所の申出があったとき</li> <li>・ 利用継続が不可能であると村が認めたとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登園は午前9時00分頃までをお願いします。</li> <li>・ 当日に欠席、又は登所が遅れる場合は、午前9時00分までにご連絡をお願いします。</li> <li>・ お子さんの送迎は、基本的にはご両親によることとしておりますが、ご両親以外の場合はご連絡をお願いします。</li> <li>・ 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。お迎えが遅れる場合は、延長保育扱いとなりますので事前にご連絡をお願いします。</li> <li>・ 土曜日の保育については、保護者がお休みのとき、又は家庭保育が可能なときは、各ご家庭で保育をお願いします。</li> </ul>
発熱のある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。</li> <li>また、登所後に37.5℃を超えた場合には、ご連絡をさせていただきます。</li> </ul>
感染症について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症にかかった場合は、別紙一覧の登所停止期間を経過してから登所してください。</li> <li>感染症等の情報は、掲示板等で随時お知らせします。</li> </ul>

与薬の取り扱いについて	・ 医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができますので、ご相談ください。
-------------	--

※ 2号・3号の認定が継続できなかった場合 1号認定として利用は可能です。

(12) 嘱託医

医療機関の名称	留寿都診療所
医院長名	所長 大 泉 樹
所在地	留寿都村字留寿都 156 番地 23
電話番号	0136-46-3774

(13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	留寿都歯科診療所
医院長名	医療法人社団 ひまわり会 理事長 白 鳥 信 一
所在地	留寿都村字留寿都 176 番地 11
電話番号	0136-46-3203

(14) 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、体調の変化等があった場合は、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。</p>
---

【管轄する消防署】

消防署名	羊蹄山ろく消防組合消防署留寿都支署
所在地	留寿都村字留寿都 226 番地 7
電話番号	0136-46-3304

【管轄する警察署】

警察署名	留寿都警察官駐在所
所在地	留寿都村字留寿都 5 番地 1
電話番号	0136-46-3110

(15) 非常災害対策

防火管理者	るすつ子どもセンター長 浦城 敦史
消防計画届出年月日	令和5年7月25日
避難訓練	火災及び自然災害を想定した避難訓練を月1回実施します
防災設備	スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯 等
避難場所	るすつ子どもセンターぽっけ 小型児童館 園庭
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、ホームページでの情報提供 等

(16) 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、児童虐待(防止)マニュアルを活用し、児童虐待等の早期発見に努めます。子育てでお困りのことがありましたらご相談ください。

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	浦城 敦史	子どもセンター長
相談・苦情解決責任者	上に同じ	保育所長事務取扱
第三者委員	和田 幸弘	元介護施設長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済
保険の内容	独立法人日本スポーツ振興センター

(19) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、留寿都村個人情報保護条例及び留寿都村情報セキュリティポリシーによるほか、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。